

# こうとう がっ こうとう しゅう がく しえん きん 高等学校等就学支援金

全国の約80%の生徒が利用している、返済不要の授業料支援制度です

## 対象

**高校等**（高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など）**に在学中で、日本国内に住所を有する方。**

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えた方
- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

**【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算



ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP

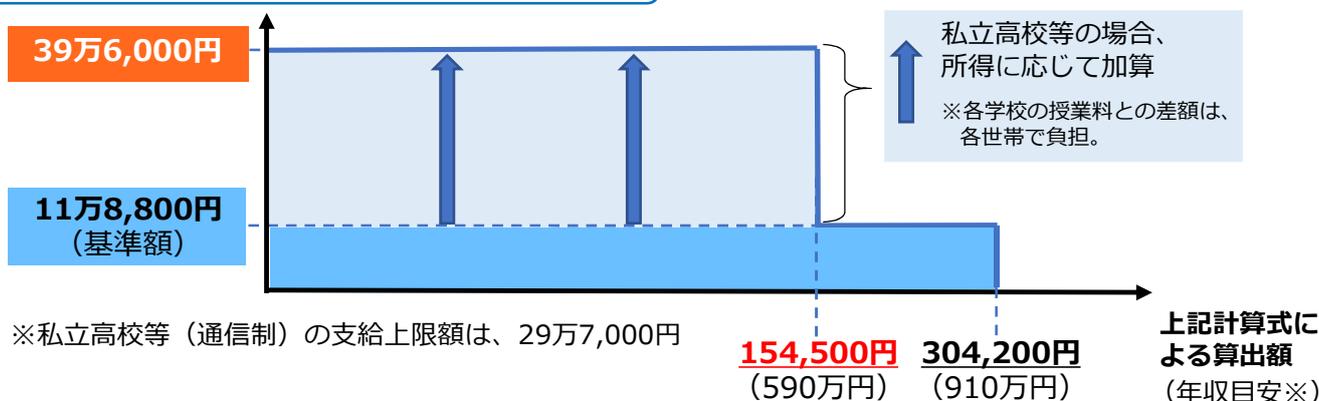


## 支給額

- (1) **国公立高校等**に通う生徒：  
授業料相当額（全日制の場合、**年額11万8,800円**）  
国公立高校は授業料負担が実質0円になります。
- (2) **私立高校等**に通う生徒：**（年額最大39万6,000円）**  
下図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

就学支援金とは別に、都道府県独自の経済的支援があります。詳しくは各都道府県にお問合せください。

### 全日制高校の場合の支給上限額



※この年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の数等により年収目安は変わるのでご注意ください。

- 制度利用には申請が必要です。入学時等に学校から申請手続きの案内があります。
- 申請には、原則、保護者等のマイナンバー（マイナンバーカード（裏面）の写し、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等）の提出が必要です。また、税の申告が済んでいない場合は、事前に申告手続きを行ってください。

### 【問合せ先】

公立：高等学校課 (0857)26-7929

私立：総合教育推進課 (0857)26-7824

※国立については学校へ直接お問い合わせください。